

## 議案第57号

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、公益的法人等へ職員を派遣するにあたり、改正する必要があるからである。

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正  
する条例

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年愛西市条例第  
33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人愛知県市町村振興協会
- (2) 公益社団法人愛西市シルバー人材センター
- (3) 社会福祉法人愛西市社会福祉協議会
- (4) 愛西市商工会
- (5) 佐屋町土地改良区
- (6) 立田村土地改良区
- (7) 八開村土地改良区
- (8) 佐織土地改良区
- (9) 愛知県市長会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。